

平成29年度「緑の募金」事業事務手続

緑のネットワーク事業

記念植樹奨励事業

1 事業主体

社会福祉施設、幼児保育施設、10人以上の企業・各種団体・住民グループ
(規約を有すること)

2 事業の内容

上記施設内、職場、街路商店街、広場を利用しての各種記念植樹

3 1団体当たりの助成額 原則として4万円以内

4 採択要件 新規団体を優先する

5 手続 *注

- (1) 市町長は、理事長の指定する期日までに事業実施を希望するグループ等(以下申請者)という。)の事業申請書(様式-1)をとりまとめて、理事長に提出する。
- (2) 理事長は、事業申請書の提出があったものについて、別に定める公募事業等審査会に諮り、事業実施の可否等を決定し、事業決定通知書(様式-2)により市町長をおし申請者に通知する。
- (3) 申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に事業実績報告書(様式-3)を理事長に提出する。
- (4) 理事長は、報告書に基づき事業内容及び事業費を確認して申請者の指定する口座に送金する。
- (5) 申請者は、事業決定後、事業内容の変更又は中止するときは、速やかに変更承認申請書(様式-4)を理事長へ提出する。
- (6) 理事長は、前項の申請書の内容が適当と認めたときは、変更決定書を申請者に通知する。
- (7) 理事長は、本事業の適切な推進を図るため、必要な情報資料を申請者に提供するものとする。

6 事業の明示(広報)

この事業が「緑の募金」を活用している旨を明示し、周知を図ること。
(標識板(標柱)、団体のホームページ、印刷物への記載等)

*注 提出期限：4月1日～11月30日まで

但し、事業の実施は、事業決定後とする。助成金の交付額が予算額に達し次第、受付終了とする。